

国民健康保険の手続きはお早めに！

国民健康保険に係る加入や喪失については、必ず手続きが必要です。<自動的に切り替わりません!!>
就職、転出される方、退職される方は特に気をつけて早目の手続きを行ってください。

手続きできる場所 各庁舎総合窓口係又は小城市庁舎国保年金課

1 ▶ 就職した場合／家族の社会保険等の扶養に入る場合

国 保喪失の届出が必要です。

※14日以内に手続きを！

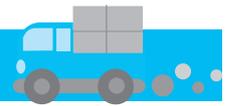
※届出をされないと、国保税が課税され続けます。



■必要なもの

- ・国保の保険証
- ・新しく加入した社会保険証
(扶養者がいる場合は、扶養者全員分)
- ・印鑑

2 ▶ 転出する場合



転 出届を出す際に、自動的に喪失となります。



💡 学生の方

学生の方については、小城市外へ住民票を移しても、小城市の国保を継続することになります。
(届出が必要です)

■必要なもの

- ・本人確認ができる官公署が発行した身分証明書など
- ・国保の保険証
- ・印鑑

■必要なもの

- ・学生証又は在学証明書、4月から入学される方は入学が確認できるもの
- ・国保の保険証
- ・印鑑

3 ▶ 退職した場合（任意継続未加入）／社会保険等の扶養から外れる

国 保加入の手続きが必要です。

※14日以内に手続きを！

※届出が遅れると、加入資格を得た月までさかのぼって保険税が課税されます。
長期間分をまとめて納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

■必要なもの

- ・健康保険が切れた証明書
(健康保険資格喪失証明書又は離職票)
- ・年金証書
(厚生年金や共済年金を受給されている65歳未満の方のみ)
- ・印鑑

【問合せ】 国保年金課 国保年金係（小城市庁舎） 担当 岩本・嘉村 ☎73-8802